

議案第 1 1 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

山都町介護保険条例において、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率等を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「36,000円」を「42,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「54,000円」を「63,000円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「75,600円」に改め、同項第5号中「令38条第1項第5号」を「令第38条第1項第5号」に、「72,000円」を「84,000円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「100,800円」に改め、同項第7号中「93,600円」を「109,200円」に改め、同項第8号中「令第38条第1項8号」を「令第38条第1項第8号」に、「108,000円」を「126,000円」に改め、同項第9号中「令第38条第1項9号」を「令第38条第1項第9号」に、「122,400円」を「142,800円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成28年度」を「平成32年度」に、「32,400円」を「37,800円」に改める。

第5条第1項中「同月25日」を「同月31日」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第4条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

山都町介護保険条例(平成17年山都町条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) <u>令38条第1項第5号</u> に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項8号</u> に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項9号</u> に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成28年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>63,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>63,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u> に掲げる者 <u>84,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>100,800円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>109,200円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号</u> に掲げる者 <u>126,000円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号</u> に掲げる者 <u>142,800円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,800円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p>

第2期 7月1日から同月31日まで
第3期 8月1日から同月31日まで
第4期 9月1日から同月30日まで
第5期 10月1日から同月31日まで
第6期 11月1日から同月30日まで
第7期 12月1日から同月25日まで
第8期 翌年1月1日から同月31日まで
第9期 翌年2月1日から同月末日まで
第10期 翌年3月1日から同月31日まで

2・3 (略)

(罰則)

第17条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第2期 7月1日から同月31日まで
第3期 8月1日から同月31日まで
第4期 9月1日から同月30日まで
第5期 10月1日から同月31日まで
第6期 11月1日から同月30日まで
第7期 12月1日から同月31日まで
第8期 翌年1月1日から同月31日まで
第9期 翌年2月1日から同月末日まで
第10期 翌年3月1日から同月31日まで

2・3 (略)

(罰則)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。